

# 開発協力適正会議

## 第76回会議録

令和6年8月27日（火）

### 《議題》

#### 1 新規採択調査案件

- (1) インド（有償）「ホゲナカル上水道整備計画（フェーズ3）」
- (2) ジョージア（無償）「カスピ海ルート上のポチ港税関における貨物検査機材整備計画」
- (3) タジギスタン（無償）「カスピ海ルート上のスピタメン税関における貨物検査機材整備計画」
- (4) ナイジェリア（無償）「ソーシャル・スタートアップ支援計画」

#### 2 その他

- (1) JICA が管理する無償資金協力支払前資金にかかる対応

#### 3 事務局からの連絡

#### 別添 委員からのコメント一覧

## 午後 3 時開会

- 田辺座長代理 では、本日欠席の弓削座長に代わり、急遽、座長代理を務めます、委員の田辺です。よろしくお願いいたします。

第 76 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。

今回の適正会議はオンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れ等があれば、随時御指摘をお願いします。また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしています。

まず、本日オンライン参加の道傳委員より、所属変更があったということで、一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

- 道傳委員 失礼しました。ちょっとそちらの音声割れていますのは多分、私の接続のせいではないかと思っておりますけれども、お聞き苦しいところがありましたら、どうぞ、御容赦ください。

NHK を退職いたしまして、ジャーナリストであることには変わりがないのですが、日本から今、アメリカに一時的に拠点を移しまして、ジョンズ・ホプキンス大学のフェローとして研究をしております。行ったきりにはなりません、日本にも戻ります。アメリカから日本の政治や情勢についても注視して、この委員会にもできる限りの貢献を申し上げたいと思っております。

皆様、どうぞ、引き続き、よろしくお願いいたします。

- 田辺座長代理 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

## 1 新規採択調査案件

### (1) インド（有償）「ホゲナカル上水道整備計画（フェーズ 3）」

- 田辺座長代理 では、議題のほうに入りまして、新規採択案件についての議論を始めさせていただきます。

本日は、事務局から提示された新規案件がインド、ジョージア、タジキスタン、ナイジェリアの 4 件を扱います。まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員コメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。

最初の案件は、インド「ホゲナカル上水道整備計画（フェーズ 3）」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いします。

- 説明者 1（国際協力局国別開発協力第二課首席事務官） 国別開発協力第二課の山口と申します。

外交的意義につきましては、本件につきましては案件概要書に記載のとおりでございます。

- 説明者 2（JICA南アジア部南アジア第一課参事役） JICAのインド担当課長の須之内です。よろしくお願いいたします。

まず、田辺座長代理の 1 点目の御質問、表流水とか水源開発についての御質問。これは松本委員の 1 点目の御質問、また、宮本委員の 2 点目、弓削座長の 2 点目の御質問にも同様のものですので、まとめて御回答させていただきます。実施機関の事前調査によると、フェーズ 1 及びフェーズ 2 と同様の取水地であるコーベリ川からは年間を通して最低でも 5.5 億立米／日が年間を通して確保されている。一方で、既存施設の取水量が 4.3 億立米／年で、フェーズ 3 で新たに取水するのが 1.1 億立米／年ですので、およそ 365 倍の水量が確保されていると言えます。ゆえに、確実な取水の確保ができる想定であり、一方で、コーベリ川から取水可能な水量においては、協力準備調査の中で改めて念のための精査をする予定です。また、下流域の利用者や生態系への影響に関しては、現時点で具体的な影響は想定されていませんが、これも協力準備調査で詳細を確認予定です。

続いて、田辺座長代理の御質問の 2 点目、フッ素症対策という言葉の案件名でいかんというところですが、フェーズ 3 においては、過去のフェーズにおける活動を通してフッ素症患者の減少傾向が確認されていること、それから、表流水を活用した上水道インフラの整備により、地下水の利用が大幅に減少する見込みであることから、フッ素症対策の実施は不要と整理がされています。しかしながら、協力準備調査内でこのフッ素症対策の要否は改めて確認、検討をする予定でございます。

続いて、道傳委員の御質問の 1 点目です。投資関係の問題提起をいただきました。本事業は生活用水のみならず、産業用水の需要にも応えるものでして、プロジェクトサイトの一つであるホスール地域の工業団地に、海外企業、日本企業も含め、進出しておりますが、今後の自動車産業、電子機器産業等のさらなる産業集積のための安定した給水の提供、それから、投資環境の改善にも貢献することが期待されているものでございます。

続いて、道傳委員の 2 点目の御質問です。今、申し上げたとおり、同州に進出している日本企業は水不足の影響を少なからず受けていると認識しています。また、このタミル・ナド州が平均年間降雨量のうち、約 8 割がモンスーン期である 6 月～12 月に集中していることから、それ以外の時期、つまり、1 月～5 月の乾季における渇水が非常に深刻な状況です。一方で、同州で進む工業団地等の開発がラジャスタンでそうなっているということですが、こうした水の枯渇の遠因となっているという情報は

現時点ではございませんが、これも協力準備調査で確認するようにいたします。

道傳委員の御質問の3点目です。フェーズ1・2の成果としてですが、公表されている外部の事後評価の中では「本事業で設定された給水人口や給水量等の効果指標は全て達成され、同国の飲料水質基準も満たしていること」等の理由から有効性・インパクトは高いと総括されています。他方、教訓としては3点が挙げられています。1点目、戸別の接続が望ましいという点。2点目、これはポジティブな評価ですが、フッ素症対策の実施が有意義であったという点。3つ目、これもポジティブな評価ですが、自治体の実施する技術的な運営維持管理を実施機関及び地区政府が直接支援する体制が実現したことが事業の持続性に貢献した点という3点が挙げられています。本事業の課題としては、人口増加や産業集積による水需要の増加に対応し、中央政府が新たに定めた一人当たりの一日の利用可能水量と給水時間の拡大基準を満たすことというものが計画の課題でございます。また、先ほど申し上げた3点の教訓のうち、1点目、戸別接続実施が望ましいという点については、本事業においても、実施機関と自治体間での費用分担のバランスも踏まえ、協力準備調査で詳細を検討する予定でございます。

- 説明者1 次の西田委員の御質問の1点目、対インドODA供与の方針全体に関する御質問でございますけれども、外務省からお答えさせていただきます。インドは、日本経済にとって新たなフロンティアであり、日印が新たな価値を共創し、社会的課題の解決を図ることは、今後の日印協力にとって重要と考えております。インドとの開発協力は「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の重要な構成要素であり「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下での法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、日米豪印との協力、グローバル・サウスとの関係強化等にも貢献し、インドの経済成長が日本経済の活性化にもつながることが期待されます。また、インドは経済規模において今後日本を上回るとの予測も示されている一方、全途上国の貧困人口の約2割を抱えるなど、世界的なSDGsの達成の観点からも、インドにおける社会経済開発の必要性が依然として非常に大きい状況にあります。この質問に関連して、対中ODAに関する考え方についても御質問いただいておりますが、対中ODAは、対等なパートナーとして新たな次元の日中協力を推進すべきであるとの考えの下、ODAについて、全ての案件を終了しました。インドに対する開発協力については、同国をめぐる内外の状況や「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく強固な二国間関係、民間資金やインド側資金のさらなる増員の可能性など、様々な要素を総合的に判断しつつ、最も望ましい在り方を不断に検討していきます。
- 説明者2 続いて、西田委員の御質問の2点目です。給水人口の単位など誤りがない

でしょうかという点ですが、そのとおりです。大変申し訳ございません。正しくは基準値が381万6000人、目標値414万0千人となります。概要書も修正しております。

続いて、松本委員の御質問の2点目ですが、他案件の案件概要書でも、障害者配慮に係る取組について、特記事項がある場合には記載がございます。また、対象となる障害には精神の障害も含まれております。

宮本委員の御質問の1点目です。資金の返済は日本政府とインド中央政府の国際約束に基づき、JICAとの借款契約に従って行われ、中央政府が返済原資を確保しているところでございます。他方で、課金システム及び料金徴収体制については、給水量に応じて水道料金が地方政府から徴収され、維持管理費用に充てられます。また、地方政府は自治体が受益者から徴収した水道料金の収入に加え、世帯別住民税や国の基金等を活用して実施機関に支払うこととなります。

宮本委員の御質問の3点目です。フェーズ1・2では、一日当たり給水量の目標値を、都市部が一人当たり90リットル、農村部が一人当たり40リットルと定めており、2018年にはいずれも達成されています。フェーズ3については、先ほど数値が千人という単位が抜けていた点、おわびしたとおりであります。申し訳ございません。その上でフェーズ3の給水人口の増加率が低くなっている背景ですが、中央政府が2019年に、一日当たり給水量の新たな基準水量を都市部がこれまで一人当たり90リットルだったのを一人当たり135リットルにし、農村部が一人当たり40リットルだったのを一人当たり55リットルと定めており、求められる一人当たりの水量が増加したことにより、本事業においては給水量の増加率と比較して、相対的に給水人口の増加率が低くなっております。

宮本委員の御質問の4点目です。雇用者数や障害者への支援等の施工に関する詳細については現時点では案でございます。また、設計や施工スケジュール等に左右されるところもあり、これは協力準備調査で検討する予定です。

森田委員の御質問の1点目です。土木工事は現地企業に高い競争力があることから、本邦企業参入は難しい状況です。他方で、機材については、本邦企業の関与及び本邦技術の活用の可能性を協力準備調査内で確認する予定でして、この中で第三国協力の可能性も含めて検討可能でございます。

弓削座長の御質問の1点目です。事業サイトの地図を概要書の最終ページに追加しました。ちょっと見にくいかもしれませんが、緑色の線がフェーズ1・2で整備した水道管であり、今回フェーズ3で整備するのが、そこに基本的には並んでいると思っておりますが、赤線でございます。

失礼しました。案件概要書の最後のページです。浄水場については、左下のところに赤い円があると思っております。この赤い円がフェーズ1・2で整備したもので、その東側、右側にある黄色の円が今回フェーズ3で整備する予定の浄水場でございます。

最後に、弓削座長の御質問の3点目ですが、本事業対象地域におけるH I V／エイズ感染者数は、フェーズ1・2開始後の2010年から減少傾向にあるという調査がございますが、本事業をきっかけとして、労働者や周辺地域のH I V感染リスクが高まるおそれもあることを考慮し、対策の要否を協力準備調査で確認するものでございます。

以上です。

- 田辺座長代理 ありがとうございます。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があればお願いします。

いかがでしょうか。

では、松本委員、お願いします。

- 松本委員 ありがとうございました。

障害者配慮なのですが、我々、大学の事業者として合理的配慮とか様々な対応が必要な時代になってきている中でこういうことが入ることは大事だと思いますし、J I C A自体が障害と開発ということで最近、かなりいろいろなセミナーであるとか研修であるとかをやられているということも存じ上げております。

その上で伺いたいのが、こういうようなことが配慮される場合にはここに書くということは、私の実感としてはこれまでほとんど書かれていないということなので、見方を変えると、多くの事業では障害者配慮がなされていないのではないかということ、今回、ちょっと御説明を伺って逆に疑問に思ったのです。つまり、障害者配慮をしていればここに書かれるとなると、これまであまりされていない、あるいはほとんどされていないという現状なのか。この辺り、改めて伺いたいと思っておりますのが一つです。

それは、2つ目が、ここに書いてあるような身体障害者の人たちが、造ったインフラ等、設備にアクセスしやすい、使用しやすい状況にするというのは障害と開発の中でも比較的分かりやすいものではあります、やはり心の障害というか、近代的な生活によって心を病む人たちは少なからずいらっしゃるわけで、そういうところまで含めて、障害とかそういうことについて、今後、外務省、日本政府としても取組を考えていらっしゃるのか。あくまで身体障害者の人たちが、例えばエレベーターがあるといいねとか、そういう人のための施設を造りますということに限定して、この障害者配慮というものを考えられたのかというのが2点目であります。

- 田辺座長代理 では、まとめさせていただいて、宮本委員、お願いします。

- 宮本委員 どうも、御説明ありがとうございます。

質問は2つあります。給水人口のところですが、単位は千人ということで、これは、要は32万4000人増える。一方で給水量のところですが、一日当たりが20万7690、要は14万から一日当たり6万7960立方メートル増えます。これは、約6800万リッターと換算すると、一人当たり使用量が増えて、毎日135リッター使用しますという前提に立つと、6800万割る135は約50万人になりますが、この50万人と32万4000人の差はどうやって生じるのかなという質問が一つです。

あと、浄水場の処理量が約3億500万リッター／日となっていますが、要はこの20%近い6万立方メートルが給水のほうに回る。表流水を浄水場に持ってきて、最終的に20%が水、上水道のほうに変わるという理解ですが、この20%という処理能力というか、効率というものは世界でもトップレベルだと考えていいのかなどうか。

以上、2点です。

○ 田辺座長代理 よろしいですか。

では、西田委員、お願いします。

○ 西田委員 すみません。ありがとうございます。西田です。

御説明ありがとうございました。私の質問、外交的意義のところ、御回答ありがとうございました。

御回答いただいた内容について、私、そのとおりでろうなと思いながら伺っていたのですが、他方で、恐らくこれから、やはり対外的な援助をしていくに当たって、その意義というものを、より国民に対する説明というものを求められるのだろう。特にインドは近く、日本を経済規模で抜くかもしれないと言われている中で、どうしてその国に対して日本がこれだけ関わっていかねばいけないのだというものを恐らく問われることがあるのではないかなということも思って伺わせていただきました。

この背景として、私は5月にデリーに訪問させていただいて、いろいろな方々とお話をさせていただいた中で、日本の協力というものはどこでも非常に感謝はされているのですが、全般的な印象としては、インドが日本を必要としているよりも、今の日本のほうがインドを必要としている。そういった戦略的環境に我々が置かれているというような認識を彼らからは何となく印象を受けた次第であります。それがために、先ほどおっしゃったような日米豪印との連携ということも必要ですし、他方でおっしゃられたように、途上国人口の2割を占めるインドに対する開発協力としての重要性というものも重々あると思いますので、この辺りというものは今後も恐らく大事なのではないかなと思って聞かせていただいた次第です。

ありがとうございます。

○ 田辺座長代理 では、森田委員、お願いします。

○ 森田委員 どうも、御説明ありがとうございました。

まず、この円借款は、予算規模は大体どのぐらいのものを想定されているのかというのを質問させていただきたい。

また、先ほどの御説明の中で、地場企業には競争力が強くて、日本の企業がこれを取るのには難しいだろう。ただし、機材供与とか、そういう形では貢献できるということでしたが、日本企業が取ることが難しいというのは、設備の建設・運営の部分も、詳細設計、その他、コンサルティングの部分も含めて、全部取るのが難しいという理解でよろしいでしょうか。

以上、2点でございます。

○ 田辺座長代理 では、説明者から御回答をお願いします。

○ 説明者2 まず、松本委員からいただいた2点の質問です。1点目が、ほかの事業でどうかという点ですが、もしかすると、確かに障害者配慮という欄のところにしっかり書いていないかもしれないですが、少なくともインドにおいては、例えば各種のメトロ案件で身体障害者配慮の座席とかというものが設けて以来、記述をしていますし、事業の中でも含めております。

ただ、それが実際に障害者配慮のところに書かれてあるかどうかというのはちょっと私も失念しておりますが、一言で申し上げますと、配慮はこれまでもされてきた案件というものは幾つかあると理解しています。

その上で、2点目の御質問、心の障害というところですが、これも実際に事例としてどうかというのは今すぐに思い出せず申し訳ないのですが、考えられるとすれば、例えばインド案件であれば森林セクターとか保健医療案件などがございしますが、森林セクターでそういった心の障害を持たれる方が裨益者で生計向上策とかをやったりしますが、それを特に心の障害を持たれる方でグループを組むというような取組とか、また、各地で最近、ここ5年、10年ですが、インドで保健医療案件を開始しております。

そういう中で、特に心の障害を持たれた方のケアとかで、より大きな話だと診療科とか、そういった形で今、実際にインド側からニーズが上がってきているかはさておき、取り組める余地はあるのではないかと考えております。

ちょっと私見も交じりますが、一旦、回答とさせていただきます。

宮本委員の御質問いただいた1点目については、もし私の御説明が十分でなければおわびしますが、改めて繰り返しになってしまいますが、フェーズ1・2のときに比べてフェーズ3、今回の事業のほうが一人当たりの給水量というものは多くなりまし



た。そういう話はさせていただきましたが、それを踏まえてということでしょうか。

- 宮本委員 今回新たに増える水の量が、要は20万7690引くことの14万になるとすると6万7960立方メートルで、これをリッター換算すると約6800万リッターになります。ご説明からは、一日当たり使用量が増えて、135リッターを一人が使います。そうすると、6800万リッター割ることの135、これは農村部を入れずに都市部だけで約50万人になる。この50万人と給水人口が32万4000人増えますという、そのつながりはどうなっているのでしょうかという質問です。
- 説明者2 ありがとうございます。  
増えた部分が67万ということですが、もともとこれだけあって、それに対してこれだけ増えますというときに、2019年以降に中央政府の規定によって増えた単位当たり、一人当たりの増加分というものは、こっちだけではなくて、こちらにもかかってきますので。
- 宮本委員 既にカウントされている方々の分ということなのですね。
- 説明者2 そうです。それも踏まえると、その1.5倍と1.1倍というものの差が説明できるという御説明をさせていただきました。
- 宮本委員 分かりました。
- 説明者2 2点目については、すみません。私も聞き取れないところがありました。確かに処理の結果、インプットに対してアウトプットが20%というのは、それを聞く限りではあれっと私も思ったのですが、もう一度、数値を教えてくださいませんか。どの数値をおっしゃったか。
- 宮本委員 「①計画内容」のア)で、浄水場の処理量約3億500万リッター。この3億500万リッターというものは、要は30万5000立方メートル。この30万5000立方メートルが、先ほど来の数字の6万7960立方メートルになるということは約20%となり、100%のものを引っ張ってきて、最終的に給水に回るものが20%になっている。この処理能力というか、効率性というものは本当に世界でトップレベルに行くものなのか、あるいは平均以下のものなのか。どういうふうに考えたらいいのかなという質問です。
- 説明者2 スペックとしては、必ずしも日本企業が関心を有するほどではないという

ところで、高くはないのですが、とはいえ、現地の基準にのっとった十分なものではありません。

ただ、インプット・アウトプットベースで20%というものが適切かどうかというのは、いま一度、改めて30万5000立方メートルと6万8000立方メートルの計算式も含めて、一旦持ち帰らせていただいても大丈夫ですか。

○ 宮本委員 了解です。

きっと、これが森田さんの質問にもつながってくるのではないかなと思ひまして、ちょっとしつこくして申し訳ないですが。

○ 説明者2 それで、今のところ、総事業費は1000億超というものが先方のプロジェクトレポートベースで上がってきております。これは借款部分だけではなくて、先方が自己資金で支援する部分も含まれます。

ただ、それが実際に適切かどうかというのは、まさにこの調査の中で調査をしてこようと考えています。

日本企業については、フェーズ1・2では実際にはコンサルティングサービスを日本企業が取っていました。あとは、繰り返しですが、土木工事は恐らくインド企業が競争力もあるのですが、プラントやスキャナー等の機材のところでは日本企業の関心を伺っているところでございます。

以上です。

○ 田辺座長代理 ありがとうございます。

時間も若干押してはいるのですが、どうしてもというものがあればいかがでしょうか。よろしいですか。

では、先ほどの宮本委員の質問はフォローアップしていただくということで、特にここで様々な御指摘を出されましたが、それを踏まえて検討を進めていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(2) ジョージア（無償）「カスピ海ルート上のポチ港税関における貨物検査機材整備計画」

(3) タジギスタン（無償）「カスピ海ルート上のスピタメン税関における貨物検査機材整備計画」

○ 田辺座長代理

では、次の議題に参りたいと思います。ジョージア「カスピ海ルート上のポチ港税

関における貨物検査機材整備計画」とタジキスタン「カスピ海ルート上のスピタメン税関における貨物検査機材整備計画」。この2件を同時に扱うということで、外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いします。

- 説明者1（国際協力局国別開発協力第二課首席事務官） 引き続きまして、国別開発協力第二課の山口から御説明いたします。

外交的意義につきましては案件概要書に記載のとおりでございます。

続きまして、質問・コメントへの回答ですけれども、道傳委員の1つ目の御質問ですけれども、国境紛争ですとか周辺国との関係ですとか、地政学的状況がある中で、日本はどのような立ち位置で地域の安定、国益の確認に臨もうとしているのかという御質問でございますが、ロシアによるウクライナ侵略が長期化する中で、米国、欧州、中国、中東諸国などが相次いで中央アジア諸国との首脳会合を開催しており、中央アジア諸国が微細なバランスを取った外交を展開しております。また、コーカサス地域では、アゼルバイジャンによる軍事活動の結果、ナゴルノ・カラバフからの10万人以上の避難民が発生しています。2004年、我が国は、中央アジアの発展には地域間の協力が不可欠であるとの認識から「中央アジア+日本」対話を立ち上げ、域内諸国の重点事項に沿って、開かれ、安定し、持続可能な発展を後押しし、地域協力の触媒としての役割を果たしていくことを表明しています。中央アジアの自律的な発展を支え地域の安定に寄与することは、我が国の国益の確保につながると考えております。また、ナゴルノ・カラバフにおける情勢悪化に対しては、我が国は、全ての当事者に対し、対話を通じてこの地域をめぐる問題を平和的に解決することを求めるとともに、2023年10月及び2024年2月、ナゴルノ・カラバフ避難民支援を行い、情勢の安定化に向けた努力に取り組んでいます。

- 説明者2（JICA東・中央アジア部次長） では、JICA中央アジア・コーカサス担当次長の竹原より御説明申し上げます。

まず、西田委員の1番目の御質問、カスピ海における国際輸送の全貌について、カスピ海ルートは、中央アジアからカスピ海を通じて欧州に至る東西ルート、ロシアのアストラハン港などからイランのアンザリ湖をつないで、インドのムンバイに至る南北ルート。それらをはじめ、様々なルートがございます。国際的に定められたルートはないと承知しております。東西ルートにつきましては、世界銀行が作成したレポート「Middle Trade and Transport Corridor」（注：中央貿易・運輸回廊）によりますと、輸送量が470万トン、主にカザフスタンの石油や石炭が欧州に輸送されています。また、南北ルートにつきましては、ユーラシア開発銀行が作成した「Eurasian Transport Network」（注：ユーラシア交通網）の報告書によりますと、2024年度にロシアとイラ

ンの中で前年度から約1.5倍の伸びがあり、500万トンの貨物が輸送されているようです。輸送の大半はロシアからの輸出でありまして、全体の8割近くを占めています。主に、穀物、工業製品、鉱物、肥料等が輸送されています。なお、インドの原油輸入先に占めるロシアの割合ですが、これはカスピ海ルートだけを利用しているわけではないようなのですけれども、2023年5月11日のBBCジャパン（英国放送協会日本支部）の記事によりますと、インドの原油輸入先に占めるロシアの割合は、2021年の2%から2022年の20%に、約10倍に増大しているということです。

以上です。

- 説明者1 西田委員の2点目の質問ですけれども、カスピ海ルートの強化に関して、EUやアメリカ、また、中国との連携について御質問いただいております。宮本委員の4点目、弓削座長の1点目の質問についても関連の御質問をいただいていると理解しております。

こちらの御質問に関しまして、外務省から全体的なところを御説明して、具体的なところをJICAから御説明させていただきたいと思っております。

ロシアによるウクライナ侵略以降、カスピ海ルートが、ロシアを通らない輸送路として世界の注目を集めています。我が国は、中央アジア域内のルートのみならず、天然資源の豊かな中央アジアから欧州を含む世界へとつながるルートを確保することが重要であるとの観点から、同ルートの整備を進めていく考えです。また、この点について、欧米諸国とは、G7のPGII（注：G7グローバル・インフラ投資パートナーシップ）の枠組みにおいて連携を図っているほか、EU、USAID（米国国際開発庁）等とも個別に対話を行っています。なお、中国とは具体的な対話は行っていませんが「一帯一路」の一環で、中国から中央アジアを経由し欧州へとつながる輸送路の開発を進めていると承知しております。

- 説明者2 では、JICAのほうから具体的なEUとアメリカとの関係について御説明いたします。

EUは、タジキスタンのソグド州におけるワンストップ国境管理、北部鉄道網の電化及び修復等を提案しています。日本は今般、ソグド州にある北部鉄道網において税関機材の供与を検討しており、今後、EBRD（欧州復興開発銀行）などの開発金融機関が案件形成する場合に、貿易円滑化に向けて相乗効果を上げられる可能性があります。また、USAID、アメリカは中央アジア・コーカサスの通関手続に関するデジタル通関システムの導入に係る機材供与、それから、合同国境管理事務所、税関の設立などを進めていることが分かっています。協力準備調査において具体的な連携の方途を検討してまいります。

それから、宮本委員の４番目の御質問で、防護壁等についてですけれども、ジョージアの計画の中ではX線に対する安全を確保するための防護壁や監視室が含まれておりません。これはジョージア政府が自身で建屋を建設する予定であるためであります。防護壁の役割一般につきましては、タジキスタンについて防護壁はございますけれども、こちらは民家ですとか鉄道施設が周辺にありますので、そちらへの安全の確保のためでございます。

以上です。

それから、続きまして、西田委員の質問の３番目につきまして、この時期に立ち上がった経緯についてです。２０２２年１２月の「中央アジア＋日本」対話第９回外相会合においてカスピ海ルートへの協力が協議されました。これを受けまして、ＪＩＣＡで具体的な協力メニューを検討するための調査を実施いたしました。その結果、今回の適正会議のタイミングでは、先方政府と調整できた案件、２件についての附議を行わせていただくものです。

- 説明者１ 西田委員からの御質問の４点目、インド太平洋地域との連結性向上の可能性についての御質問でございますけれども、内陸国である中央アジア諸国は、欧州やインドを含め、海への玄関口を確保することに高い関心を有しています。本協力は中央アジアの豊富な鉱物資源を、カスピ海ルートを活用しヨーロッパを經由して日本・インド太平洋地域にもたらず一助とするものです。本年３月、外務省は、在外公館が日本企業の複数国・地域にまたがる事業展開に対応できるよう在外公館に経済広域担当官を設置することを決定しました。在英国大使館、在トルコ大使館、在イスタンブール総領事館及び在ドバイ総領事館の各経済広域担当官が日本企業の動向をフォローすることによって、日本企業が、中央アジア・コーカサスからトルコやドバイを通じ、欧州、さらには海を通じてインド太平洋につながるビジネスを側面支援していきます。
  
- 説明者２ 続けて、松本委員の御質問の１点目、通過国家に関するものです。カスピ海ルートの整備によって、通過貿易のみならず、中央アジア・コーカサス地域各国の輸入元・輸出先とする貿易も増大することが見込まれます。具体的には、ジョージアがEUへの野菜・果物等の生鮮食品の輸出拡大、それから、タジキスタンのソグド州からは経済特区で作っている電気ケーブル、アルミ製品等の軽工業製品の輸出等が挙げられます。一方で、御指摘のように、通過貿易の観点ではメリット・デメリットがございます。メリットにつきましては、通過関税収入などの一定の収入が得られます。それから、通過貿易も含めて、全体として流通が整備されて貿易量が増えることによって、カスピ海ルートの物流コスト、スピードなどの競争力が強化されます。他方、通過貿易のデメリットとしまして、不正・不法物品が通過するリスクが高まることが考えられます。これに対しては、本事業において税関機材の整備に加えて技術協力に

においてリスク管理技術の研修も行ってまいります。

以上です。

- 説明者1 続きまして、松本委員の第2点目、ロシアによるウクライナ侵略の状況が終わった後、このルートはどのような見通しかという点でございますけれども、ウクライナ情勢が好転しても、依然、ロシアを取り巻く不確実性が残る蓋然性が高いことが想定されることから、中央アジア・コーカサス地域及び欧米諸国にとって、カスピ海ルートはサプライチェーン強化・多角化の観点で高い重要性を維持すると考えております。カスピ海ルートでは、アジアと欧州を結ぶ物流以外に中央アジア域内での貿易量も増加しており、世界銀行が作成した「Middle Trade and Transport Corridor」（注：中央貿易・運輸回廊）によれば、2030年では全体の7割以上を占めると予想しています。

- 説明者2 続きまして、宮本委員の御質問の1点目、北回廊とカスピ海ルートの輸送です。2021年時点のデータになりますが、北回廊の貨物輸送量は690万トン、主要な品目は機械、エレクトロニクス、金属などであります。これに対し、カスピ海ルートは、貨物輸送量が7,000トン、主な品目は石油・石油製品、コンテナ貨物、石炭・コークスなどであります。一方で、ロシアによるウクライナ侵略後の2022年のデータであります。北回廊経由の輸送量は前年比で31.9%の減少、一方で、カスピ海ルートの輸送量は33%増加している状況であります。

続きまして、宮本委員の御質問の2番目ですが、ルートについて、EU及びEBRDのレポートによりますと、カスピ海より東側のルートは北部・中央・南部の3つのルートが示されております。北部ルートについてはカスピ海東のアクタウ港からカザフスタン国内の北側を通過するルートとなります。

続いて、宮本委員の御質問の3番目、ボトルネックについて、まず、タジキスタンについては、鉄道国境で法律上3時間以内に列車を通過させる必要がございます。一方で、検査機材がないために貨物の中身まで検査できずに通関させており、密輸のリスクが高まっております。一方、ジョージアのポチ港では、検査機材の未整備とともに、税関当局のリスク管理の不足、通関書類等のアナログ処理などが貨物の滞留原因となっております。

続いて、弓削座長の御質問の2番目ですが、維持管理について、既に道路国境にはトラック用検査機材がございまして、十分な運用・維持管理、保守能力があることが確認されております。今回の協力準備調査では、新たに導入する鉄道用検査機材の運用のために追加的な研修が必要か、確認してまいります。

続けて、田辺座長代理の御質問の1番目について、ジョージアの機材です。3台のうち故障中の1台は、歩道橋が損壊したときにX線検査装置のX線部分が損壊しまし

て修理が不能な状態でございます。X線検査機材の一般的な耐用年数は7～8年とされていますが、現有機材の経過年数は、故障機材を含む2台が12年、それから、もう一台が9年経過しております。本事業では12年を経過した2台を更新する計画でございます。

続けて、田辺座長代理の御質問の2番目、スピタメン税関の迅速化の意義について、今回おつけした案件概要書の地図はEBRDが提案したものでございまして、北部・中央・南部のルートがあります。北部、中央ルートは、カスピ海の東のアクタウ港から東はカザフスタンを経由して中国に至るルートとなります。スピタメン税関は南部のルートに位置しまして、カスピ海の東では、トルクメニスタンのトルクメンバシ港からウズベキスタン、タジキスタン、また、ウズベキスタン、それから、キルギスに至るルートであります。多くの国境があり、税関・通関手続がボトルネックとなっております。したがって、スピタメン国境の税関の迅速化を図ることにより、中央アジアの最奥部にあるキルギス、ウズベキスタン、タジキスタンから欧州への連結性の強化につながる。このことが意義として大きいと考えております。なお、タジキスタンの鉄道はアフガニスタンからの麻薬・武器等の輸送にも用いられている可能性がありまして、麻薬・テロ対策の観点からもスピタメン税関の検査能力の強化の意義が高いと考えております。

以上でございます。

○ 田辺座長代理 ありがとうございます。

では、追加の御意見・御質問があればお願いします。

西田委員、お願いします。

○ 西田委員 御説明ありがとうございました。各点、大変よく理解いたしました。

今回、私がこの政治的意義のところを強調させていただきましたのは、やはりカスピ海ルート的重要性というものは今後、中長期的に大きくなっていくのだろう。これまであまり日本が連携していても、それほどプレゼンスが示せていなかったところに、今、こうやって戦略的に入り込むというところの重要性があるのではないかなと感じたからであります。

まさに御説明いただきましたとおり、このサプライチェーンを整備することで、当然、域内の経済の活性化もありますけれども、欧州に対する影響というものは非常に大きいものだとして理解しておりまして、日本と欧州の間では今年、戦略対話も予定されているという中で、こういったものも対欧州協力として先方に対して打ち出していくことというものは非常に重要なのではないかな。その中で連携を強化して行って、彼らのインド太平洋への関与を引き出していくということもあるのではないかなと思った次第です。

他方で、アメリカのシンクタンクの方々もこのカスピ海ルートのことでも私たちに話をしに来られる方も最近いらっしゃって、日本がやはりこの地域により関わっていくことに対する関心というものがいろいろなところであるのだなということを知っている次第です。そういったことをお伝えしたくて御質問させていただきました。

ありがとうございます。

○ 田辺座長代理 ほかは。

では、宮本委員、お願いします。

○ 宮本委員 どうもありがとうございます。

質問は2つです。8月4日の日本経済新聞で、カザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタンでX線検査設備導入を促すオファー型ODAが初の中央アジアで適用されという記事が出ていました。今回のジョージアとタジキスタンの件もオファー型ということで了解してよろしいのでしょうかという質問が一つです。

2つ目は、先ほどのご説明で北回廊の物量690万トンの点です。カスピ海ルートが7,000トンということは約1,000分の1の規模ということで、まだまだこれから伸びる余地があるのかなとは了解しましたが、例えばこの石油・石油製品、コンテナ貨物、石炭等々の中で、中国から中国オリジン（起源）で出ているものというのはこの7,000トンのうちのどれぐらいなのか。通過国としての物流能力を強化するというのはこの案件概要書にも書かれていますが、中国との連携、対話状況も含めて、考えるヒントにしたいなと思って、あえてこの中国オリジンのモノの動きというものを分かる範囲で、ご存じであれば教えていただきたいと思って質問させていただきました。

以上です。

○ 田辺座長代理 ほかにございますか。よろしいですか。

では、説明者から回答をお願いします。

○ 説明者1 まず、オファー型に関する御質問でございますけれども、新聞記事を御覧いただいてありがとうございます。この件については「中央アジア+日本」首脳会合というものが近く予定されていたことで、中央アジア諸国の中では挙げていただいた3か国についてということで記事になっていたかと考えます。

カスピ海ルートについては、本案件にもありますとおり、コーカサス地域も含まれるということは御認識のとおりですが、他方、オファー型について、現在、どの国を含めるかということについては決まっているものではないので、オファー型についてどのような案件がふさわしいかということについてはこれから検討してい



きたいと考えております。

- 宮本委員 では、これはオファー型ではない、先方からの要請に基づいているものということなのでしょうか。
- 説明者1 先方からの要請に基づいているものとして、今、挙げているものでございますが、全体像として何を含めるかということについては今後検討していきたいと思っています。
- 説明者2 ちょっとだけ補足しますと「中央アジア+日本」の外相会合があって、それで外務省さんと相談した上でJICAのほうでも調査に出かけていますので、要請はもちろんありますけれども、こちらからも調査しながら対話をしていったというプロセスがあると思います。  
それから、2番目の御質問については、基本的には中国と欧州の物流量を指しておりますので、北回廊もこの東西の中欧班列という中国と欧州の物流でありまして、ウクライナ侵攻前の2021年の物流ではかなりの差があったという状態であります。もちろん、2022年以降、北回廊がなかなか使いにくくなっておりますので、カスピ海ルートも使われるようになり始めているという状況であります。
- 田辺座長代理 他はございますか。よろしいですか。  
では、こちらの2つの案件についても議論を踏まえて検討を進めていただくということでもよろしいでしょうか。

#### (4) ナイジェリア（無償）「ソーシャル・スタートアップ支援計画」

- 田辺座長代理  
では、次に3番目の案件はナイジェリア「ソーシャル・スタートアップ支援計画」で、外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いします。
- 説明者1（国際協力局国別開発協力第三課長） 国別開発協力第三課長の井土でございます。よろしくお申し上げます。  
ナイジェリア「ソーシャル・スタートアップ支援計画」の外交的意義に関しましては案件概要書に記載のとおりですので、時間の関係上、割愛させていただきまして、委員からの御質問・コメントへの回答に移らせていただければと存じます。

- 説明者 2（JICA 経済開発部民間セクター開発グループ第二チーム課長） JICA 経済開発部の石亀です。御質問について回答させていただきます。

まず、1点目の西田委員からの御質問についてです。ナイジェリア政府は、2022年10月にナイジェリア・スタートアップ法を策定しまして、スタートアップに対する税制上の優遇政策や輸出優遇措置、投資家への優遇措置を導入することを推進しております。現在、同スタートアップ法に基づき、スタートアップ等の登録用ポータル運用・登録、スタートアップの認定委員会の構成に関する議論が進行中です。関連案件につきましては、御指摘いただいたとおり、案件概要書に追記いたしました。

2点目に、この投資環境の改善に介入する、そちらの至った経緯についてですけれども、新開発協力大綱においては、民間資金活用の国際的な潮流を踏まえ、スタートアップ等を開発のプラットフォームに巻き込み、開発協力を推進することとしております。昨年12月の日・ASEAN特別首脳会議に際しては岸田総理よりスタートアップ支援等のための民間投資の後押しとして「民間資金動員促進型無償資金協力」の立上げについても言及されております。ソーシャルビジネスの促進のためには、技術支援や設備支援に加えて、本計画のような資金面での支援が不可欠であり、これらの協力をもって包括的にナイジェリアのスタートアップ・エコシステムの活性化に貢献していきたいと考えております。

続きまして、西田委員の2点目の御質問になります。何点かいただいておりますけれども、他の委員からも同趣旨のコメントをいただいております。森田委員からの1点目のコメント、弓削座長からの3点目、田辺座長代理からの2点目のコメントと同趣旨ですので、併せて回答させていただきます。1点目の国営ファンドの実績等につきましては、ナイジェリア政府が設置したほかの国営ファンドは、現在はありません。ファンドの規模は数十億円、ナイジェリア政府は日本と同額を出資する予定になっております。他の資金提供者は未定ですけれども、現在、商業銀行・金融機関・事業会社、富裕層等の個人投資家、同国特化プライベートエクイティ・ファンドなどからの投資、日本のVC（ベンチャー・キャピタル）や金融機関からの出資が期待されております。

2点目の投資機会の増大についてですが、投資対象をフィンテック以外の保健、教育、農業などの初期段階の国内スタートアップとすることで、資金が集まりにくい分野への投資を促進し、投資機会の増大につながると考えています。また、中長期的なオンショア市場育成により、現地通貨での投資も可能になり、投資家層の多様化・拡大が進むと期待されております。

JICAの出資者としての適格性ですけれども、JICAは、金融等の民間業務経験を有する専門家を抱えており、スタートアップ・ファンドへの出資経験もあります。こうした知見を活用しつつ、現地の専門家コンサルタントとも連携して、適切なファンド運営を担保していきます。ナイジェリア政府も同額の出資を行うことから同政府

の主体的な関与も得た上での管理体制が想定され、ファンドマネジャーへの資金回収のインセンティブになります。

4点目の他ドナーについてですが、アフリカでは、フランス開発庁がフランス語圏アフリカのアイデア段階のスタートアップに投資するファンドを運営しております。アジアでは、アジア開発銀行などが同様のファンドの設立、支援に取り組んでおります。本計画では、これらの先行事例のようなスタートアップ投資ファンドの運営に加え、相手国政府機関への技術支援も通じて、スタートアップ・エコシステムの形成・強化等を含む長期的な効果発現が期待できる包括的なアプローチが採用されております。

続きまして、西田委員の3点目の御質問であります。ナイジェリア政府は、今回のファンド設立に高い期待とコミットメントを有していることから、両国政府の共同情報発信や成功事例の広報等を通じて、ビジビリティを確保できると考えております。さらに、本案件を通じたスタートアップと日本企業の連携や、日本企業の現地進出等について、SNSや現地メディアも活用して積極的に对外発信していく予定です。

続きまして、西田委員の4点目の御質問になります。オンショア・ファンドのポリシー維持と国内資金の還流についてでありますけれども、御指摘いただいたような取組は重要と考えております。ナイジェリアのスタートアップ法においては、オンショア・ファンドの活性化を推進しつつ、国内の資金還流を促すようなインセンティブが設定されております。例えばスタートアップラベルの交付を受けた企業を対象とする投資に対しては税の控除があるほか、ラベル交付企業の株式売却益が一定期間ナイジェリアで保有されていれば課税されない制度となっております。

続きまして、西田委員の5点目の御質問になります。具体的な目標数を示す等について、御指摘のような具体的な開発効果につきましては、協力準備調査を通じて、民間資金動員額や企業との連携数等の目標設定を検討していきます。本計画は資金が得られにくい社会経済開発に取り組む初期段階のスタートアップを対象としていることから、相対的にリスクが高く、利益確保はより困難となることが見込まれるため、有用なファンドマネジャーの選定や、収益性確保に向けたリスク分散やガバナンス体制の精緻化を進めていきます。

続きまして、西田委員の6点目の御質問になります。JICAの事業として、ファンド運営期間の終了までモニタリングしていく想定です。また、現時点では未定ですが、事業終了後も技術協力によるフォローアップを検討していきます。

続きまして、松本委員の1点目の御質問になります。田辺座長代理の1点目の御質問も同趣旨ですので、併せて回答させていただきます。円借款と海外投融資で実施できない理由等についてです。本ファンドには、ナイジェリア政府も日本と同額の出資を行い、適切なファンド運営のためのモニタリングを行われるため、モラルハザードに陥らない状況を最大限準備していきます。その上で、円借款ではない理由について

は、円借款の供与条件は譲許的であるものの、相手国政府に返済義務が生じるため、本計画については、ナイジェリア政府として、リスクの高いスタートアップへの資金供給を行いつつ返済義務を負うことは困難と判断される可能性があります。また、海外投融資によるスタートアップ支援については、利益がある程度予測できるオフショア・ファンドや、成長期にあるスタートアップへの投資が中心となります。本計画は、保健、教育、農業などの基礎生活分野での初期段階のスタートアップを対象にしていることから、途上国にとってのリスクを軽減する観点からも、無償資金協力による支援が適切と考えています。

松本委員の2点目の御質問です。投資先の選定基準や選定プロセスは、事前に相手国実施機関とJICAで定めます。投資先の選定を行うファンドマネジャーについては、ナイジェリア側による国際入札で選定します。投資責任の明確化の観点から、JICAは投資先の選定プロセスには関与しません。その上で環境社会配慮の遵守のための仕組みを補足しますと、JICAは、協力準備調査の中で、環境社会配慮を含むファンドの運営方針を策定します。事業の実施に当たっては、実施監理コンサルタントの業務において、環境社会配慮ガイドラインが順守されているか、継続的に確認していきます。

続きまして、宮本委員の1点目の御質問になります。ナイジェリアのスタートアップ総数は約3,000社で、うちフィンテックが29%、社会開発分野、例えば農業、医療等ですけれども、そちらが17%になっております。日本のスタートアップの同国への関心度、進出状況はアフリカ最大級の経済・人口規模を有するナイジェリアに対しては、複数の日系企業が関心を持ち、現地スタートアップへの出資や業務提携を行っているほか、日本の大学の投資機関の一部も関心を有しております。

宮本委員の2点目の御質問、弓削座長からの1点目の御質問も同趣旨ですので、併せて回答させていただきます。ナイジェリアはファンド設立に時間やコストがかかり、税制優遇策の不足、海外送金手続の煩雑さ、成功事例の不足等がボトルネックとなっています。スタートアップ法の実施を始め、これら課題が是正され、オンショア・ファンドの設立が増加することを想定しています。ソフトコンポーネントや技術協力を通じ、資本市場やファンド組成・運営の課題分析、投資法規制やスタートアップの資金調達手法などの中長期的な改善を目指しつつ、国内外からの投資促進及びファンド設立のための啓発活動も実施予定になっております。

宮本委員の3点目のコメントです。日本からの資金は、ナイジェリア政府・実施機関に資金移動され、実施機関からファンドに出資します。ファンド運営に関与する仕組みとしては、ファンドの投資判断はファンドマネジャー等で構成される投資委員会で決定される想定です。日本からの資金については、株式や事業の売却により発生する利益は、同国の経済社会開発に資する目的でのみ同国政府が履行できるよう、あらかじめ日本とナイジェリア政府間で必要な取決めを行います。

続きまして、弓削座長の2点目の御質問になります。これらの分野、保健、教育、農業等ですけれども、民間資金が集まりにくい理由ですが、フィンテックに比べて運営コストが高く、事業拡大や収益獲得までにより時間を要するためです。ナイジェリア政府は、保健、教育、農業等の社会開発分野を優先セクターとして定め、スタートアップへの支援プログラムを実施しております。JICAも、これらの分野のスタートアップ創出を支援するインキュベーションプログラムを構築してきました。しかしながら、効果的な資金提供手段がいまだ確立できていないことから、本計画によってオンショア・ファンドを通じた投資の支援を支援していきます。

弓削座長の4点目のコメント、道傳委員の2点目のコメント、併せて回答させていただきます。テクノロジーやアプローチは今後決定する投資先次第で決まりますが、以下の事例などによって、保健分野では緊急医療アクセスの改善や適切な妊産婦への医療サービスの提供、教育分野では児童が適切な教育を受ける機会の増大に貢献することが考えられます。例えばですが、現在あるスタートアップで、個人向けに緊急医療サービスをオンラインで手配して、迅速に救急車や救急隊員を提供するサービスを提供するスタートアップがございます。また、保健医療分野では4,000近くの国内薬局・医療機関に医薬品や消耗品を提供するスタートアップもございます。また、助成金や資金提供者等のスポンサーと生徒をつなげるクラウドファンディング・サービスの提供を行う教育分野のスタートアップもございます。そういったところのアプローチを通じてという形になっております。

弓削座長の5点目のコメントになります。ファンドマネジャーは、ファンドの運営経験や実績、投資方針などに基づき、ナイジェリア政府による国際入札を経て選定されます。ナイジェリア国内には、ファンド運営経験やファンド実績を有する現地のベンチャーキャピタルが複数存在します。また、世界のスタートアップ向けのファンド運営経験を有する国際的なベンチャーキャピタルや、アフリカに特化した運営実績を有する日本のベンチャーキャピタルなどが候補となり得ます。

最後、道傳委員の1点目のコメントについてです。同計画は、8月の適正会議の議論した無償資金協力ですけれども、まだ協力準備調査の最中のため、実施前ですので、具体的な教訓は得られておりませんが、スタートアップ・ハブ施設は、ものづくり系を中心としたスタートアップビジネスの創出機会拡大及びスタートアップ・エコシステム関係者間の連携強化によって貧困削減を目指しています。当該施設を活用したスタートアップ向けイベントの開催を通じて今回のファンドからの投資先の発掘につなげるなど、本計画は同計画とも連携して雇用創出やスタートアップ・エコシステム全体の活性化を目指していきます。

以上でございます。

○ 田辺座長代理 ありがとうございます。

追加の御意見・御質問があればお願いします。

では、西田委員、お願いします。

- 西田委員 御説明ありがとうございました。大分クリアになったかと思えます。

どちらかというとお願いなのですけれども、今、いただいた情報、例えばナイジェリア政府が日本と同額の資金を供与する、それによってインセンティブを確保するか、あるいはJICAの中にも十分にこの金融方面の知見を持った方がいらっしゃるというような点は多分、重要な点だと思いますので、この案件概要書の中に表現されるようにしていただいたほうが分かりやすいのではないかなと思いました。

私は、この表現のところから見て、インパクト評価の知見を有する他機関と連携することを検討と書いてあるところで、これはひょっとしてJICAの中にはそういった知見がないからこういうふうになっているのかなということは、かなりリスクが大きくて、日本が管理し切れない可能性があるのかなという印象があったのです。ただ、今のお話ではそうではない。十分な知見を日本は持っている、ナイジェリア政府とパートナーとしてコミットしてやっていくのだというようなお話でしたので、そういったところが分かるような書きぶりをしていただいたほうが理解されやすいのではないかなと思った次第です。

あと、もう一点だけ、スタートアップ投資に関わるリスクについて、リスク分散もやっていきますというお話であったのですけれども、書ける範囲でいいと思うのですけれども、そのリスクはどういったリスクがあり得るということも併せて書かれていたほうが、投資案件というものは分かりませんし、こちらの中のやはり開発効果も現時点ではなかなか明確なことが言えないという中でどういったリスクが考えられるというのは挙げてもいいのかなと思った次第です。

ありがとうございます。

- 田辺座長代理 松本委員、お願いします。

- 松本委員 ありがとうございました。

正しく聞き取れているかどうか、もし間違いがあれば御指摘いただきたいのですが、これがうまく行って、収益というか、ファンドとしてプラスのものがあつた場合に、特定の効果のあるものに対してそれは使うというように御説明いただいたかと思うのですが、こういうファンドをつくつた場合に、それがうまく運用ができた場合の収益の使い方をどうやって縛るのかという、現実的に例の中でどういうふうにやられるのかについてちょっと疑問があつて、言うのは簡単ですが、実際にそれを縛るのはそう簡単ではないのではないかなと思つているのですが、ここというものは何かJICAとして仕組みを作るとか、何か具体的にこの用途について限定されるようなことをこ

の協力準備調査の中でつくっていく予定なのか。それとも、あくまでそれは先方政府にそういうふうにするだけであって、実際にどうなるかまではチェックしないということなのか。そこについて教えていただけますか。

○ 説明者2 ありがとうございます。

具体的には、仕組みを作っていくというところも含めて、協力準備調査の中から検討していきたいと思っております。新しい取組ですので、我々はODAの原資となった投資分の利益について、これについては通常ですと、考えられるのは社会経済開発に資するような、2号ファンド、3号ファンドの原資を使っていたかというところを想定しておりますけれども、そういった形で活用いただけるというところを日本・ナイジェリア間でどういうふうに合意を取って進めていくかといった仕組みも含めて、確認を取っていきたいと思っております。

○ 松本委員 それは全ファンドの中で日本が占めるのは一部ですね。つまり、ほかはまだ別の目的でそこに投資して出資している人もいるわけで、そういう中で、いや、具体的にそれをどういうふうにするのかなと思ったので、では、それは日本の出資分に限ってどうするか、お金には色がついていないので、日本が出した分はどれに使われたかなどは分からないわけですから、それは要するに割合でやるということになるわけですか。

○ 説明者2 具体的にはそのようになると思います。この場合、現在は日本とNSIAのそれぞれの出資という形になっておりますけれども、それに加えて、民間資金の出資等がある場合についてどうするかといったところも含めて、制度設計が必要かなと思っております。コメントいただいた点につきましては、おっしゃるとおりかと思っておりますので、案件概要書のほうにも追記するというところで進めさせていただきます。

○ 説明者1 ナイジェリア政府との関係でどこまで書けるかということも検討させていただければと思います。

○ 田辺座長代理

では、宮本委員、お願いします。

○ 宮本委員 どうもありがとうございます。旧来型のハードから今回の案件は、スタートアップのエコシステムで社会課題を解決していこうということで、非常に新しい、良い取組ではないかなと思った次第です。

2つ質問があります。今回、プロのファンドマネジャーをリクルートしてやってい

く。そもそも論ですが、このファンドはしっかり利益を確保していくのを大方針としているのかどうか。ナイジェリア政府が半分拠出するという事は、ナイジェリアの国民負担も当然、損が出た場合は負担が生じるのでしょから、国民負担を生じさせない責務を負っているのかどうか。そもそも論のところを教えてくださいなと思いました。

2点目の質問です。このファンドは民間外部からも資金を調達するとありますが、ご説明の中でもナイジェリアから対外送金するときいろいろな規制がかかっているのが現状ですから、ナイジェリアとしての、例えば投資全般に対する基本原則、要は国の内外の投資家をちゃんと内外無差別を保証しているのかとか、投資家を保護するメカニズムが既に確立しているのか、投資活動だとか資本移動の自由がある意味保障されているのか。こういう投資の基本原則というものが根底にあった上で、今回のオンショアのスタートアップの話が出てきているのか。この辺を教えてくださいなと思った次第です。

以上です。

- 田辺座長代理 では、森田委員、お願いします。
- 森田委員 私は特に意見とか注文ではなくてコメントなのですが、これは非常にいい試みなのではないのかなと思います。例えば青年海外協力隊のOBの方で、アフリカでスタートアップをやっている方などが多くいらっしゃると思いますので、ぜひそういう方たちに使ってもらいたいなと思っているところでございます。  
私からは以上です。
- 田辺座長代理 では、説明者から回答をお願いします。
- 説明者2 ありがとうございます。

1点目の御質問、利益を目指していくのかというところですが、当然、ファンドですので、これは利益を目指していきます。他方で、今回対象とする企業ですけれども、いわゆる初期段階のスタートアップであり、セクターも、社会分野、ソーシャルの分野、農業ですとか、教育、医療というものがありますので、そんなに簡単に短期間で利益を得られるような分ではないということで、それも前提としながら利益を目指していくと考えております。

ナイジェリア側の実施機関のナイジェリア・ソブリン投資機構になりますけれども、こちら政府系の機関になっておりますので、彼らとしてもファンドを運営する投資機関として十分な実績を出していく責任がありますので、今回のファンドを通じて彼らとしても利益を出していくというところはしっかりやっていきたいというのが認識



にございます。

2点目の投資環境といいますか、そこら辺の政策も含めて、制度がナイジェリアでどれほど整っているかというところですが、個別に一つ一つ回答するというのはちょっと今日時点では難しいのですが、比較においては、やはり周辺国といいますか、アフリカ国外と比べて、投資の諸制度・政策というものはまだまだ整っていないという状況です。それゆえに、やはりオフショア・ファンド、海外でのファンドを設立して、そこからナイジェリアのスタートアップも出資を受けているような状況になっておりますので。

- 説明者2 他方で、スタートアップ法も設立されておりますので、この実施を通じて投資環境整備がなされていくという想定でございます。
  
- 宮本委員 ありがとうございます。
  
- 説明者1 補足を申し上げますと、JICAからもありましたとおり、ファンドですので、やはり利益は出す必要がある。他方で、案件計画調書にも書いたとおり、社会課題解決に取り組むスタートアップを支援するというところで、ちょっとソーシャルのほうに寄っているというのが今回のファンドでございますので、フィンテックとかに出すようなものとは目的を異にするという点に特色があるのかなと考えてはおります。
  
- 宮本委員 ありがとうございます。
  
- 田辺座長代理 追加で何かございますか。よろしいですか。
  
- 説明者2 コメントいただいた協力隊経験者の起業家等への連携というものも、協力隊経験者で、例えばナイジェリアでスタートアップを立ち上げた方。そういったところの企業も対象になりますので、ぜひ連携していきたいと思っております。
  
- 田辺座長代理 追加で御意見はございますか。よろしいですか。  
では、今回の議論を踏まえて次の検討を進めていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

## 2 その他

### (1) JICA が管理する無償資金協力支払前資金にかかる対応

○ 田辺座長代理

では、その他の報告事項に移りたいと思います。昨年につき「JICA が管理する無償資金協力支払前資金」に関し、説明者より報告をお願いします。

○ 原田国際協力局開発協力総括官 それでは、このトピックについては私から御説明申し上げたいと思います。

「JICA が管理する無償資金協力支払前資金」の現状について御説明いたします。

令和5年度末の時点で、支払前資金残高は1561億円でした。前年度末の支払前資金残高のうち3月末に措置されたウクライナ支援のための予備費を除いた額は1650億円であり、そこから約89億円の減になります。

令和3年11月に発表した改善策に基づいて、実施中の無償資金協力の全案件を網羅的に点検し、進捗が遅れている案件については先方政府に働きかけるとともに、事業者と連携して進捗を促しました。その結果、令和5年度にJICA から支出された資金の総額は、ウクライナ支援のための予備費531億円を含めると、JICA が無償資金協力の実施を担うようになった2008年以降最大の1501億円になりました。

さらなる改善に向けて、引き続き努力してまいります。

私からは以上でございます。

○ 田辺座長代理 御意見・御質問があればお願いいたします。

いかがでしょうか。

では、松本委員、お願いします。

○ 松本委員 ごめんなさい。1501億円は、どれを見ればいいのですか。

○ 宮本委員 ここにあります。

○ 松本委員 こっちなのですね。右の運営費交付金なのですね。

分かりました。ありがとうございます。

○ 田辺座長代理 そのほか、御意見はございますか。よろしいですか。

では、事務局から連絡事項をお願いいたします。

### 3 事務局からの連絡

- 原田国際協力局開発協力総括官 次回、第77回会議の日程でございます。次回会議は、申し合わせどおり、10月29日火曜日に開催予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 田辺座長代理 では、以上をもちまして第76回「開発協力適正会議」を終了します。ありがとうございました。

1 インド(有償)「ホゲナカル上水道整備計画(フェーズ 3)」

＜田辺委員＞

- (1) 案件概要書では「州政府は表流水への移行を含めた新規水源開発を進めているものの、上述の通り年間降雨量が少なく安定した水源になり得る表流水の確保が困難」と記載されているが、本事業の取水設備において表流水の取水が可能だとする根拠を教えてください。下流域の利用者や生態系への影響は生じないのか。
- (2) フェーズ 3 になって案件名から、「フッ素症対策」という言葉が削除された理由を教えてください。

＜道傳委員＞

- (1) インドでは投資の呼び込み、企業の誘致など州が独自に積極的に行っている事例がある。今回の上水道整備計画では州レベルではどのような期待が表明されているのか。
- (2) タミル・ナド州には大規模な日本の工業団地もあり、日本企業が多く進出している。水の枯渇による影響を受けることはないのか、あるいはラジャスタン州の一部工業団地で見られるように日本企業の進出を含む開発が水の枯渇の遠因となっていることはないのか。
- (3) 2008 年から継続されてきたプロジェクトの成果はどのように総括されるのでしょうか、得られる教訓は何でしょうか。今後も人口増加や開発が進むことが予想される中で、計画の課題は何か。

＜西田委員＞

- (1) 本案件における外交的意義について、日本にとってのインドの重要性が高まりつつあるという認識につき、理解します。他方、インド経済は数年内に日本を追い越し、世界第3の経済大国となることが見込まれています。社会・経済インフラの整備における開発ニーズも未だ多い同国ですが、一人当たり GDP も伸びつつあり、モディ首相は独立 100 周年となる 2047 年までの先進国入りを目指して掲げています。これに伴い近年では国際政治における存在感も大きくなってきており、多くの日本国民も実感しているのではないのでしょうか。ついては、日本の厳しい財政状況において、大国化するインドに今後も重点的に開発協力を実施するにあたっては、国民に対してより丁寧な説明が必要になってくるように思います。この点、どのようにお考えでしょうか。中国に対する ODA 供与の停止の際の理由と併せ、基本的な考え方をお聞かせ下さい。なお、2023 年 11 月策定の「対インド国別開発協力方針」では、インドとの開発協力は「日印双方の利益に資するような協力を深化させる」ことが強調されています。対インド ODA 供与を通じた日本の利益とは何か、いまいちど具体的にご教示いただけますでしょうか。

- (2) 期待される開発効果の給水人口が異様に少ない気がします給水人口(基準値:3,816 人→目標値:4,140 人)。単位など誤りがないでしょうか。

<松本委員>

- (1) 表流水の活用の意義は十分理解する一方で、「年間降雨量が少なく安定した水源になり得る表流水の確保が困難」な中で、この事業をどのように実施するのか、限られた表流水の他の用途への影響はないのか、伺いたい。
- (2) 「障害者配慮」という項目はこれまでの案件概要書でも書かれていたか確認したい。もし、今回が初めて、もしくは異例ということであれば、この項目を記載する背景や理由を伺いたい。また、今後もこの項目は案件概要書に書かれるのか、その際、対象となる「障がい」には精神の障がいも含まれるのかを伺いたい。

<宮本委員>

- (1) 上水道の課金システムおよび返済計画(返済原資は確保できるのか)について説明いただきたい。
- (2) 『年間降雨量が少なく安定した水源になり得る表流水の確保が困難であり、引き続き地下水の使用が続いている』と記述がある中、本事業における表流水を水源とすることが可能である論拠・概要について説明いただきたい。
- (3) ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策計画(フェーズ2)の結果として、1日あたり給水量は中央政府目標値(都市部135L/人、農村部55L/人)に対し、現在は都市部88L、農村部37Lとのことだが、フェーズ2の計画値、達成状況を説明いただきたい。また、フェーズ3により、給水量は約1.5倍(基準値140,000 m<sup>3</sup>/日→目標値207,690 m<sup>3</sup>/日)とのことだが、給水人口は約1.1倍(基準値:3,816 人→目標値:4,140 人)にとどまるのはなぜか説明いただきたい。
- (4) 施工現場での施行期間中の雇用者数はどの程度か。その中で何人規模の障害者をどのような場で活用する予定か。ユニバーサルデザインのトイレや休憩所を設置予定とのことだが、恒久的なものか、説明いただきたい。

<森田委員>

- (1) インドの円借款案件、関心を示している日本企業はあるのか、また、第三国協力の可能性はあるのか(水事業なので、例えば、フランス企業とコンソーシアムを組成するなど)お伺いします。

<弓削座長>

- (1) 案件概要書には、インド全土の地図とタミル・ナド州事業対象地域として、Krishnagiri 県および Dharmapuri 県の場所が示された地図しか含まれていないが、「ホゲナカル上水道整備・フ

ッ素症対策計画(フェーズ1)」、「同計画フェーズ2」、および本案件「(フェーズ3)」の、それぞれの事業サイトがわかる地図を提供していただきたい。

- (2) フェーズ1および2はコーベリ川を水源とした上水道整備であるが、本案件も同じ川を水源とするのか、あるいは別の水源になるのか。タミル・ナド州は年間降雨量が少なく、安定した水源になり得る表流水の確保が困難であるとのことだが、本案件のための安定した水源をどのように確保するのかを教えてください。
- (3) 建設工事段階において HIV 感染リスクを防ぐための対策について書かれているが、案件地域での HIV/エイズの状況とリスクについて教えてください。

## 2 ジョージア(無償)「カスピ海ルート上のポチ港税関における貨物検査機材整備計画」

## 3 タジキスタン(無償)「カスピ海ルート上のスピタメン税関における貨物検査機材整備計画」

<道傳委員>

- (1) (共通)カスピ海周辺国にはアゼルバイジャンのように隣国のアルメニアとは国境紛争を抱えるが、それ以外のロシア・EU・イラン・アメリカなどの周辺国・関係国とは独自の距離を保っている国もある。ロシアとイランの関係強化も伝えられる。こうした地政学の中で、日本はどのような立ち位置で地域の安定、国益の確保に臨もうとしているのか、ご教示ください。

<西田委員>

- (1) (共通)カスピ海における国際輸送ルートについては、本案件が想定する東西ルートのほかにも、ロシアとイランをつなぐ南北ルートがあり、後者はロシアに対する経済制裁の抜け道の一つとなっていると理解しています。ロシア産の化石燃料や穀物はイランにだけでなく、その一部は日本がパートナーとして重視するインドに対しても輸出されているようですが、昨今のカスピ海における国際輸送の全貌につきご教示ください。
- (2) (共通)本案件が支援するカスピ海ルートの強化によって裨益するのは、ジョージアおよびタジキスタンといった地域の国々だけでなく、主要な国際輸送ルートとしての重要性を増す本ルートの両端にある中国と欧州も含まれるものと理解します。この点につき、中国との対話および欧州連合(EU)との連携状況につき、お知らせください。特に、ロシアのウクライナ侵攻以降、日本とEUの政治的関係強化の必要が高まりつつある中、EU加盟候補国でもあるジョージアの連結性強化への支援およびタジキスタンでのEUとの連携は、日EU関係強化においても重要であると認識します。対EUまた対米協力としても、どのように位置づけられ得るのか、お考えをお知らせください。
- (3) (共通)ロシアによるウクライナ侵攻という国際政治の大きな動きを背景にカスピ海ルートの重要性が高まってきたことを踏まえ、ジョージアとタジキスタンの両案件が同時期に立ち上がってきた経緯について、お知らせください。
- (4) (共通)カスピ海ルートの強化支援がインド太平洋地域との連結性向上の可能性も開くという点につき、具体的なイメージをご教示ください。

<松本委員>

- (1) (共通)両計画が、ジョージアやタジキスタンを単なる通過国にしてしまう恐れはないのか。連結性は、途中の通過国へのメリット／デメリットの双方を考える必要がある。
- (2) (共通)戦争終結後ロシアルートに戻った場合、このルートはどうなる見通しか、伺いたい。

<宮本委員>

- (1) (共通)従来の北回廊(中国からカザフスタン、ロシアを経て欧州に至るルート)と、カスピ海ルート(ロシアを経由せず、中央アジアからカスピ海を横断し、コーカサス地域を通過して黒海へ至るカスピ海横断国際輸送ルート)の貨物輸送量(絶対量)、貨物の内容を説明いただきたい。
- (2) (タジキスタン案件)また、(タジキスタン概要書に)カスピ海ルートには南部ルートがあるとのことだが、同北部ルートもあるのか、ルートの全容を説明いただきたい。
- (3) (共通)密輸および貨物滞留のボトルネックは主に貨物検査機材の未整備に起因するのか、ボトルネックの概要について説明いただきたい。
- (4) (共通)他機関との連携に関し、EU等は輸送インフラ増強、USAIDは税関検査のデジタル化支援、日本は大型X線検査機材導入とリスク管理実施支援とのことだが、全体の連携体制について説明いただきたい(タジキスタンの案件説明では、「EUは33のインフラ案件と7つのソフト支援を提案し、本計画がEUの事業と協働」と明記されている)。また、タジキスタンにはX線機材のほか、防護壁、シェルター(監視室)を設置とのことだが、ジョージアには不要なのか、また、防護壁の役割について説明いただきたい。

<森田委員>

なし

<弓削座長>

- (1) (共通)タジキスタンの案件概要書には、EUの事業と協働しておこなうものであると書かれているが、役割分担も含め、協働の内容を具体的に教えて下さい。一方ジョージアの案件概要書にはEUの方針や鉄道等の輸送インフラの増強の支援については述べられているが、協働には触れられていないので、協働の可能性について教えて下さい。またUSAIDは税関検査のデジタル化を支援するとのことですが、本案件の大型X線検査機材の導入やリスク管理の実施支援との関係・連携について、もう少し詳しく教えて下さい。
- (2) (タジキスタン案件)大型X線検査機材は未導入であることを踏まえ、運用・維持管理のための研修に加え、製造業者の現地での保守サービスの実施については

入札条件とすることが重要である。案件概要書では、これらについて「検討する」、「必要に応じ」と書かれているが、現状をどのように捉えているのかをお聞かせ下さい。

<田辺委員>

- (1) (ジョージア案件) 既存の大型 X 線検査装置は故障中とのことであるが修理することはできないのか。2 台が老朽化しているとのことだが、現行 3 台の耐用年数と経過年数を教えて頂きたい。
- (2) (タジキスタン案件) 案件概要書に添付された地図では、アクタウ港以東のカスピ海ルートが示されておらず、スピタメン税関の迅速化を図る意義がわかりにくい。カザフスタンのアクタウ港から、ウズベキスタンを経由して、タジキスタンのスピタメン税関に至るルートと、スピタメン税関の迅速性が必要な理由を教えて頂きたい。

#### 4 ナイジェリア(無償)「ソーシャル・スタートアップ支援計画」

<西田委員>

- (1) 本案件は、第 70 回会議「アブジャ連邦首都区におけるスタートアップ・ハブ施設整備計画」(2023 年 8 月 29 日)にて議論した案件と関連があるものとして理解し、以下、質問させていただきます。
  - 上記会議後の協力準備調査にて新たに判明した同国の SU ビジネスの環境について、お知らせください。なお、今回のように、過去に直接的に関連する分野の議論が行われている場合、その際の議事録を振り返ることが大変参考になります。可能であれば、参考情報として案件概要書に記載いただくと助かります。
  - 日本はこれまで同国のスタートアップ支援において、公的機関の能力強化や SU ハブ施設整備を通じた SU エコシステムの構築を推進してきており、本案件はその延長上にあるものと理解します。本案件はそれよりもさらに上流の投資環境の改善に介入するものですが、これに至った経緯をお知らせください。SU 支援は日本にとっても新しい分野であるとの理解であり、直観的には、不確実性が高く日本の開発協力が必ずしも専門的知見を有していない(と思われる)投資環境の整備よりも、SU ハブの立ち上げ及び全国展開により注力すべきではないかと思っております。
- (2) 本案件で検討する SU ファンドについて、以下、お知らせください。
  - ナイジェリア政府が設置したほかの国営ファンドがあるようでしたら、その運用実績をお知らせください。また、本案件で支援を予定する新設の SU ファンドの大枠の規模およびポートフォリオ内において想定される日本の資金のボリュームもご教示ください。それがどのように初期段階やフィンテック以外の国内 SU への投資機会の増大や投資家層の多様化・拡大につながるかが期待されるのか、ご教示ください。
  - JICA の出資者としての適格性をご教示ください。インパクト評価についての記述から



も SU ファンド運営の助言委員会にて提供できる水準の専門的な知見を JICA は有していないものと推察します。敢えて知見がない分野に挑戦するのであれば、その意義をお知らせください。また、無償資金という性質上、JICA には投資家のように投入した資金を回収するというインセンティブが働きません。国民の税金を原資とする投資として、そのような関わり方は適切なのでしょうか。

- 第 70 回の議論では他ドナーも起業家・スタートアップ向けファンドの設立協力を進めているとありましたが、各ドナーはどのようなかわり方をしているのでしょうか。他国の開発協力にて同様の SU ファンドの事例があるようでしたら、その概要と課題をお知らせいただけますか。
- (3) 国の運営するファンドおよびその運営支援に対する無償協力という形式では、相手国政府に対する日本の支援としての重要性は認識されるものの、ナイジェリア国民に対して直接的に裨益する性質ではないことから日本の支援が認知されにくいものと思われま。この点はどのようにお考えでしょうか。
  - (4) SU へのオフショア・ファンドの課題のひとつに国内に資金が還流しにくいという問題が挙げられています。この問題は他国でも同様なのだらうと思いますが、本計画でオンショア・ファンドの活性化を推進するとともに、圧倒的な資金量を占めるオフショア・ファンドのボリュームを維持しながら国内への資金還流を促すような規制やインセンティブを設けるといった取組も併せて検討することは必要ないのでしょうか。そのような考え方が妥当なのかを含め、ご教示頂ければ幸いです。
  - (5) 期待される開発効果について、投資対象となる SU 企業数以外は具体性が述べられていません。むしろ、開発効果の指標を設定し「SU の活動を通じて社会開発分野の課題解決に貢献する」とあります。事業の性質上、間接的な開発効果しか見込めないのは理解できますが、これでは客観的に評価ができません。せめて本案件にて問題提起している「初期段階やフィンテック以外の国内 SU への投資機会の増大、投資家層の多様化・拡大」や「日系企業・大学・投資家との事業連携や投資実行に向けたマッチング等」の具体的な目標数を示すなどしてはどうでしょうか。また、SU 投資にかかわるリスクも明記すべきと思います。
  - (6) 本案件のフォローアップとして「成果の発現状況について積極的にモニタリング・助言」するとあります。JICA の事業としての関与期間、すなわち、どのくらいの期間を対象にかかわっていくことを想定されているのか、お知らせください。

#### <松本委員>

- (1) 無償資金協力で公的ファンドに資金供与することで、ビジネス感覚が薄れ、モラルハザードに陥る可能性はないのか。なぜ円借款ではないのか、ご説明頂きたい。
- (2) 環境社会配慮カテゴリは FI になっているが、ファンドの投資先の選定プロセスに、環境社会配慮面以外でも JICA は関与するのか。関与する場合、具体的な役割は何か、ご説明

頂きたい。

<宮本委員>

- (1) 現時点のナイジェリアのスタートアップ企業数(ソーシャル・スタートアップは約3千社と了解)および分野の概要(大半がフィンテック系と了解)、また、日本のスタートアップおよびソーシャル・スタートアップのナイジェリアへの関心度、進出状況を説明いただきたい。
- (2) これまでオンショア・ファンドが育たなかったボトルネック、スタートアップ企業のエコシステムなど、ソフトコンポーネントによりどのように解決策をとっていくのか、より具体的に説明いただきたい。
- (3) ODA からのファンドへの出資の後、リターンが出た場合の対応含め、オンショア・ファンドの仕組みについて説明いただきたい。

<森田委員>

- (1) ナイジェリアのスタートアップのファンドへの無償提供、金額はどの程度でしょうか。

<弓削座長>

- (1) ナイジェリアでのオンショア・ファンド設置・育成に関しては、さまざまな課題・困難があると思いますが、対応策も含めこれらについて説明して下さい。
- (2) 保健、教育、農業などの生活に密接する分野への投資額がそれぞれ数%で、資金が不足しているとのことですが、その理由は何でしょうか。また、これら分野への投資を増やすための対策は今まで取られたのでしょうか。
- (3) 設置される予定のオンショア・ファンドには、ナイジェリア政府も資金を提供する予定でしょうか。もし、そうであれば、日本の支援額との割合について教えて下さい。もし他の資金提供者がいるのであれば、それぞれの資金の割合を教えて下さい。
- (4) 「本計画は、これまでにないテクノロジーとアプローチを用いて現地の社会課題解決に取り組む SU を育成するための投資ファンドの資金を供与する」とありますが、どのようなテクノロジーとアプローチを用いるのかを説明して下さい。
- (5) ファンドの運営管理は、NSIA が適切なファンド運用実績を有する第三者(ファンド・マネジャー)に委託するとのことですが、どのようなプロセスを経て選定するのでしょうか。そのような人材は国内にはどのくらい存在するのでしょうか?あるいは、海外にいる人材からも選定するのでしょうか?

<田辺委員>

- (1) 本事業は無償資金協力で実施される予定だが、海外投融資で実施できない理由を教えてください。
- (2) 案件概要書では「本ファンド以外の民間/外部からも資金を調達し、社会開発分野に民

間資金を動員する」と記載されているが、どの程度の民間資金動員が可能だと見積もっているのか。

<道傳委員>

- (1) 第 70 回適正評価会議でもナイジェリア(無償)「アブジャ連邦首都区スタートアップ・ハブ施設整備計画」について議論した際には、施設を作って終わりではなく、雇用を創出することで、広義の貧困の削減、課題の解決にも貢献する視点が提示された。この計画から得られる教訓は何か。
- (2) フィンテックへの投資の集中が指摘される中で、ナイジェリアが抱える生活に密接する課題解決に、本計画がどのように貢献することが期待されるのか、特に保健や教育の分野での事例を通してご説明頂けますか。

(了)